

被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）

記 載 例

（船員保険法施行規則第6条第4項、第8条第2項、第9条第2項）

（厚生年金保険法施行規則第15条第3項、第19条第2項、第19条の3）

船舶所有者 整理記号	船 艀D ネイロ	船 舶 所 有 者	住所 根室市〇〇町〇-〇-〇 氏名 年金漁業株式会社
① 算定基礎明細書の提出理由として、該当するものに○印を付けてください。 A 資格取得届に添付（船員を雇い入れたとき） B 報酬月額変更届に添付 （要素…下欄に記載してある事項が変更されたことによって船員の報酬が変更したとき） C 基準日届に添付		④ 報酬月額を算定する基準として、該当するものに○印を付けてください。 イ 報酬月額を決定し、または変更する日の前1年間に同一要素の操業に従事したとき、支給した1人歩歩合金を基準として算定した。 ロ 「イ」による算定が困難なため（前1年間に同じ要素による操業の実績がない場合等）、同様な他の船舶の前1年間に同一要素に従事したとき、支給した1人歩歩合金を基準として算定した。 ハ 船員の交代等によって、従来より乗船になった1人歩歩合金を基準として算定しない場合）。	
② 船員の報酬を変更する要素の変更として、該当するものに○印を付けてください。 1 被保険者の乗り組むべき船舶 2 船舶の用途 3 船舶の構造設備 4 漁業装備 5 漁獲物の種類 6 操業区域 7 乗組員の歩合金の算出方法 8 乗組員の持歩の合計 9 被保険者の持歩		⑤ ④の「ロ」を基準として報酬月額を算定した場合。 その理由 基準とした船舶名 乗組員数 総トン数 その船舶所有者の住所と氏名	
③ ②の要素の変更について、変更前と変更後をそれぞれ記入してください。 労働協約の更新に伴い、甲板員の持歩を見直し、持歩総計も変更となる。		⑥ ④の「ハ」を基準として報酬月額を算出した場合、従前の船員についての算定基礎明細書提出日。 令和 年 月 日	

前年操業の実績等（前1年間における同一要素の操業）

船舶名	第18年金丸	総トン数	14.9トン	⑦ 漁獲物の種類（漁法）	底雑魚（小型底びき網漁業）
船員に支給する報酬、手当について、該当するものに○印を付けてください。		本給、歩合給、航海日当、家族手当、その他（ ）			
⑧ 操業期間	自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日	⑨ 労務期間	自 令和 4 年 8 月 25 日 至 令和 5 年 7 月 6 日	316 日間	乗組員数 （通常の乗組員） 5 名
⑩ 水揚金額	49,362,389 円	⑬ 歩合金配当率	35 %	⑭ 航海日当（歩合金で充当されるものではありません）	
⑪ 市場手数料等	2,468,109 円	⑮ 歩合金船員配分総額 （⑭×⑬）	14,185,852 円	日当の額	円 円 円 円
⑫ 大仲経費	6,363,273 円	⑯ 船員取得金 ⑮+（ ）+（ ）	14,185,852 円	支給総額	円 円 円 円
⑬ (ア)	円	⑰ 持歩総計 総持歩 代 航海数 航海	6.5 代	航海日数 (A)	日 日 日 日
⑬ (イ)	円	⑱ 1人歩歩合金 ⑰ ⑱	2,182,438.77 円	延人員 (B)	人 人 人 人
⑬ (ウ)	円	⑲ 1ヶ月1人歩歩合金 ⑱ ⑱ × 30	207,193.55 円	航海1日当人員 (B) / (A) = C	人 人 人 人
⑬ (エ)	円			支給総額 ⑱ × C	円 円 円 円
⑬ (エ)	円			支給を受ける 職種・人員	円 円 円 円
⑭ 漁業益金 ⑩ - (⑪ + ⑫ + ⑬)	40,531,007 円				

本年度操業予定

⑳ 操業予定	自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日	㉑ 乗組員数	5 名	㉒ 操業の根拠地 船籍港ではなく操業を行う 根拠地
㉓ 乗組員の 内訳	資格取得した者 0 名	報酬を変更した者 1 名	報酬月額が従来 と変更ない者 4 名	根室

※この欄は記入しないでください
調査確認年月日
令和 年 月 日
調査担当者
年金事務所
氏名